



自立支援教育訓練給付金事業のご案内

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、適職に就くために必要な技能や資格を取得する際、必要と認められた対象指定講座を受講した場合、受講修了（資格取得）後に受講料等費用の一部を支給します。

※受講前に事前相談・申請が必要です。受講、入学後は申請ができません。

1 対象者 次のすべての要件を満たす方

- ① 今治市内在住
- ② 20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭のお母さんまたはお父さん
- ③ [母子・父子自立支援プログラム](#)（自立に向けた計画）の策定を受けている方
- ④ 教育訓練講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められる方
- ⑤ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方（他自治体も含め一度限りの給付）
- ⑥ 高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）の貸付を受けていない方



2 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる

- 一般教育訓練講座
 - 特定一般教育訓練講座 ※
 - 専門実践教育訓練講座 ※
- （※専門資格の取得を目的とする講座に限る）

対象講座の
検索サイト



教育訓練
給付制度



[母子・父子自立支援プログラム策定](#)

生活状況や就業への意欲、資格取得等への取り組みについて状況把握を行い、自立目標や個々のニーズに応じた支援内容について「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携して、継続的な自立・就労支援を行います。

3 支給額 [教育訓練経費(入学金・受講料等)]

【1】雇用保険法による教育訓練給付金（ハローワーク）の支給を受けることができない場合

- 【一般教育訓練講座】 受講料の60%（上限20万円）
 【特定一般教育訓練講座】 受講料の60%（上限20万円）
 【専門実践教育訓練講座】 受講料の60%（修業年数×上限40万円、最大160万円）
 【専門実践教育訓練講座を修了後1年以内に資格取得し就職等した場合】 受講料の85%
 （修業年数×上限60万円、最大240万円）

※いずれの場合も、支給額が12,000円を超えない場合は支給されません。

【2】雇用保険法による教育訓練給付金（ハローワーク）の支給を受けることができる場合

【1】の額から教育訓練給付金（ハローワーク）の額を差し引いた額

例 受講料20万円の一般教育訓練の場合

20万円×60%＝12万円 【【1】の額】
 →20万円×20%＝4万円 [教育訓練給付金（ハローワーク）の額]
 →12万円－4万円＝8万円 [今治市からの支給額]



※支給額が12,000円を超えない場合は支給されません。

ハローワークと今治市で併せて受講料の60%を支給します。(上限金額あり)

	対象講座	支給時期		支給割合	支給上限
【1】 雇用保険制度 (ハローワーク) の 受給資格がない方	一般教育訓練講座	受講修了後		60%	20万円
	特定一般教育訓練講座			60%	20万円
	専門実践教育訓練講座	・受講修了後 または ・受講中 (半年ごとの支給)		60%	40万円 ×修業年数 (160万円を超える 場合は160万)
		追加	修了後、1年以内に 資格取得し、就職等 した場合	25% 追加支給	20万円 ×修業年数 (80万円を超える 場合は80万)
【2】 雇用保険制度 (ハローワーク) の 受給資格がある方	上記金額から、雇用保険制度により支給された額を差し引いた額				
	一般教育訓練講座	受講修了し、 雇用保険の 支給後		ハローワークから20% 今治市から40%	20万円
	特定一般教育訓練講座			ハローワークから40% 今治市から20%	20万円
	専門実践教育訓練講座			ハローワークから50% 今治市から10%	40万円 ×修業年数 (160万円を超える 場合は160万)
				ハローワークから20% 今治市から0.5% 追加支給	20万円 ×修業年数 (80万円を超える 場合は80万)

専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合、支給割合は60%になります。

※自立支援教育訓練給付金の支給額が12,000円以下の場合は支給対象外です。

4 よくあるご質問

Q1.児童扶養手当の受給をしていなくても、給付を受けることは可能ですか？

A.児童扶養手当を受給していなくても、「対象者」の条件を満たせば給付を受けられます。

Q2.①事前相談からの講座指定決定までの期間及び、②支給申請後、振込までの期間はどのくらいですか？

A.①事前相談が実施されてから講座指定決定まで約1か月半かかります。

②支給申請された後審査をし、支給決定します。決定後、1か月くらいで給付金を振込みします。

Q3.ハローワークでの手続きは絶対に必要ですか？

A.雇用保険の受給資格がある場合、必ず先にハローワークで支給申請をしていただきます。
資格がない場合にも、回答書をご提示いただく必要があるため、手続きをお願いします。

Q4.事前相談や講座指定申請をせずに受講開始してしまいました。給付は受けられますか？

A.どんな場合であっても、必ず講座の受講開始日より前に、講座指定申請をネウボラ政策課へ提出する必要があります。そのため、上記の場合は、給付を受けられません。

Q5.対象資格を満たせば、何度でも給付を受けることはできますか？

A.他自治体も含め、給付は一度きりです。

Q6.講座受講中にこどもが20歳になります。給付を受けることはできますか？

A.支給申請時に扶養している児童が20歳未満であることが支給の要件です。
そのため上記の場合は給付を受けられません。



5 手続きの流れ

受講申請前

1 事前相談

今治市

母子・父子自立支援員と事前に相談を行い、受講の必要性などを確認します。
受講を希望する講座のパンフレットや講座の内容がわかる書類を持参してください。

※受講前に事前相談・申請が必要です。受講、入学後は申請ができません。

2 ハローワークで雇用保険教育訓練給付金の受給資格があるか確認

ハローワーク

- 雇用保険の受給資格を確認する。
 - ★受給資格あり⇒ハローワーク及び今治市で手続き
 - ★受給資格なし⇒今治市で手続き
- 対象講座の「教育訓練給付金支給要件回答書」をもらう。

3 母子・父子自立支援プログラム（自立に向けた計画）策定

今治市

母子・父子自立支援員と個別に面談を実施し、本人の生活状況・就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラムを策定します。

4 受講講座指定申請手続き

講座指定申請に必要な書類

- ① 自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書（別記様式第1号）
- ② 同意書（別記様式第1号の2）
- ③ 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本
- ④ 申請者及び扶養している児童の属する世帯全員の住民票
[世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載のあるもの]
- ⑤ 児童扶養手当証書の写し [未受給の場合は課税証明書]
- ⑥ 教育訓練給付金支給要件回答書【ハローワークで発行】
- ⑦ 受講する講座の資料【学校案内】
[講座名、講座内容、開講日、受講日程、受講料等が記載されているもの]
- ⑧ 個人番号カードあるいは個人番号通知カード [世帯全員分必要]
- ⑨ 本人確認書類 [運転免許証など]

5 審査・決定

講座指定の可否を審査し、指定決定（却下）通知書により申請者に通知します。

6 自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書が届いたら **受講申込**

受講対象講座指定通知書が届きましたら、教育訓練施設へ講座の申込みをしてください。

7 受講開始

費用を自ら負担

※受講中、支援のフォローのため受講状況の聞き取り等を行うことがあります。
※やむを得ず、途中で受講中止される場合や、講座実施者の都合により受講できなくなった場合は、速やかに市役所へご連絡ください。



1 教育訓練給付金（ハローワーク）の支給申請

ハ
ロ
ー
ワ
ー
ク

※受給資格がある場合のみ（今治市支給申請前にハローワークで支給申請）

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、先に教育訓練給付金の支給申請を行い、支給・不支給決定通知書を受け取ってください。

2 給付金の支給申請

今
治
市

受講修了日から起算して30日以内に、給付金支給申請の手続きが必要です。この手続きをしないままでは給付金は支給されませんのでご注意ください！

また、雇用保険が適用される場合は、別途ハローワークでの手続きも必要となります。

給付金支給申請に必要な書類

- ① 自立支援教育訓練給付金支給申請書（別記様式第4号）
- ② 同意書（別記様式第1号の2）
- ③ 給付金請求書（別記様式第8号）
- ④ 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本
- ⑤ 申請者及び扶養している児童の属する世帯全員の住民票
[世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載のあるもの]
- ⑥ 児童扶養手当証書の写し [未受給の場合は課税証明書]
- ⑦ 受講対象講座指定通知書（別記様式第2号）【←受講開始前に今治市が発行したもの】
- ⑧ 教育訓練修了証明書【教育訓練施設の長が認定したもの】
- ⑨ 講座の入学料及び授業料の領収書【教育訓練施設の長が発行したもの】
- ⑩ 申請者名義の通帳の写し
- ⑪ 本人確認書類 [運転免許証、マイナンバーカードなど]
- ⑫ 雇用保険制度の教育訓練給付金が支給されている場合は、当該教育訓練給付金の額を証明する書類 [支給・不支給決定通知書]

3 母子・父子自立支援プログラムの経過確認

母子・父子自立支援員が経過確認を行います。

4 審査・決定

支給の可否を審査し、支給決定（却下）通知書により申請者に通知します。

5 給付金支給

給付金支給決定後、給付金を指定の金融機関に振り込みます。

専門実践教育訓練を修了後、1年以内に資格を取得し就職等した場合、追加支給の申請ができます。

6 お問い合わせ・申請窓口

今治市役所 ネウボラ政策課

電話番号：0898-36-1553

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第1別館5階

